

## 概要版

### 益子町テレワーク・コワーキング等施設整備補助金

事業者が既存施設を改修して整備するテレワーク・コワーキングスペース等の共用型施設整備に関する費用の一部を支援します。

#### 対象者

町内に事業所を有する中小企業者で、町税を完納している事業者

#### 対象経費

テレワーク・コワーキング等施設を整備するために必要な通信設備工事・電気設備に係る施設改修費や什器・備品等の購入費

(土地・建物の取得・賃貸に要する経費、撤去費用、消耗品、使用料・通信料・光熱水費等維持管理に要する経費等は除く)

#### 補助率

予算の範囲内で、補助対象経費の 1/2 以内 (上限 5 0 万円) \* 1,000 円未満は切り捨て

#### 対象となる事業例

- ①平日の利用頻度が低い宴会場に、wifi 通信機器、印刷複合機、パーティションを導入したい。
- ②夕方以降に開始する学習塾や飲食店で、日中貸し出しするために必要な設備を導入したい
- ③空き家・空き倉庫を活用するため、WiFi 機器及び可動式の間仕切りや机、いすを導入したい。

#### 対象外となる事業例

- ①コワーキングスペース用の建物を新設したい。
- ②町外の事業者が、サテライトオフィスを開設したい。
- ③WiFi の通信料や建物の賃借料を補助してもらいたい
- ④一社が長期間占有するような個室タイプの施設を作りたい。